

山梨労働局発表
平成31年4月10日（水）

【照会先】
山梨労働局職業安定部職業対策課
課長 齊藤 章司
地方障害者雇用担当官 望月 有子
(電話) 055(225)2858
(内線461、463)

雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新 民間企業における達成割合は53.5%

～山梨県における平成30年障害者雇用状況集計結果～

厚生労働省山梨労働局（局長 藤本 達夫）では、このほど、民間企業における、平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（参考1）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は、平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は、2.0→2.2%）。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.2%）

- 雇用障害者数、実雇用率はともに過去最高を更新
 - ・ 雇用障害者数は1851.5人、対前年8.3%（142.5人）増加
 - ・ 実雇用率は1.99%《全国2.05%》、対前年比0.04ポイント上昇《全国0.08ポイント上昇》
- 法定雇用率達成企業の割合は53.5%《全国45.9%》、（対前年比4.2ポイント減少）《全国4.1ポイント減少》

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業）に雇用されている障害者の数は 1851.5人で、前年より8.3%（142.5人）増加し、6年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1185.5人（対前年比6.8%増）、知的障害者は433.5人（同4.8%増）、精神障害者は232.5人（同25.0%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は53.5%（前年は57.7%）、実雇用率は1.99%（前年は1.95%）であった。

（第1表、第4表、参考3）

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者数は、45.5～100人未満規模企業で404.5人、100～300人未満で651.0人、300～500人未満で246.5人、1,000人以上で384.0人と前年より増加した。500～1,000人未満で165.5人と前年より減少した。
- ・ 実雇用率は、100～300人未満で2.03%、300～500人未満で1.97%、500～1,000人未満で2.57%、1,000人以上で2.13%と前年を上回った。
また、民間企業全体の实雇用率1.99%と比較すると、100～300人未満で2.03%、500～1,000人未満で2.57%、1,000人以上で2.13%と上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満が51.3%、100～300人未満が57.0%、300～500人未満が54.1%、500～1,000人未満が54.5%、1,000人以上が55.6%となり全ての規模の区分で前年を下回った。

（第2表、参考4）

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が2.0人、「建設業」が18.0人、「製造業」が724.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が7.5人、「情報通信業」が21.5人、「運輸業、郵便業」が64.5人、「卸売業、小売業」が235.5人、「金融業、保険業」が79.0人、「不動産業、物品賃貸業」が4.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が51.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が114.0人、「教育、学習支援業」が31.0人、「医療、福祉」が343.0人、「複合サービス事業」が49.5人、「サービス業」が106.0人となっており、このうち、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」が前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農、林、漁業」（3.13%）、「製造業」（2.07%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（4.10%）、「医療、福祉」（2.25%）、「複合サービス事業」（2.06%）の5業種で、民間企業の実雇用率1.99%を上回っている。

（第3表）

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業は、290社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、79.0%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が未達成企業

に占める割合は、62.1%となっている。

2 今後の取組

- ・ 民間企業の実雇用率及び雇用障害者数は過去最高を更新するなど、障害者雇用は着実に進んでいる状況である。
しかし、実雇用率は法定雇用率及び全国の実雇用率には達していないことから、労働局、ハローワーク、山梨県及び関係機関と連携し年間を通じた個別指導を行っていく。
特に、不足数の大きな企業に対しては、障害者雇入れ計画作成命令（障害者雇用促進法第46条）を行い、早期に法定雇用率を達成することができるよう指導する。
- ・ 雇用義務のある企業における障害者雇用が0人の企業は、報告対象企業の拡大の影響もあるが昨年より増加し、未だ約3割（28.9%）あるほか、経営トップを含む社内理解や作業内容の改善等にも課題が残されていると認識しており、こうした障害者雇用が0人の企業が障害者の受け入れを進められるよう関係機関とも緊密に連携しつつ取り組んでいく。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況(第1表)

① 概況

年度	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
H24	452	74,412.5	314	47	533	101	1,258.5	131.5	238	52.7
H25	514	78,890.5	333	40	584	108	1,344.0	118.5	238	46.3
H26	532	80,522.0	352	51	628	118	1,442.0	159.0	274	51.5
H27	550	83,997.0	368	60	667	156	1,541.0	187.0	307	55.8
H28	554	85,895.5	390	78	709	157	1,645.5	178.0	312	56.3
H29	565	87,805.0	395	68	759	184	1,709.0	157.5	326	57.7
H30	623	93,239.0	426	76	846	155	1,851.5	191.0	333	53.5

② 障害種別雇用状況

年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
H24	1,258.5	243	37	385	31	923.5	67.5	71	10	97	22	260.0	43.5	51	48	—	75.0	20.5
H25	1,344.0	253	27	410	34	960.0	63.0	80	13	102	21	285.5	31.0	72	53	—	98.5	24.5
H26	1,442.0	269	29	435	39	1,021.5	92.5	83	22	114	26	315.0	43.5	79	53	—	105.5	23.0
H27	1,541.0	281	38	427	53	1,053.5	97.0	87	22	127	38	342.0	47.5	113	65	—	145.5	42.5
H28	1,645.5	299	40	439	57	1,105.5	90.0	91	38	140	37	378.5	47.0	130	63	—	161.5	41.0
H29	1,709.0	293	38	458	55	1,109.5	70.5	102	30	152	55	413.5	46.0	149	74	—	186.0	41.0
H30	1,851.5	321	41	488	69	1,185.5	91.0	105	35	162	53	433.5	53.5	165	84	51	232.5	46.5

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 注4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 注5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 注6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注7 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 注3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 注5 e欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。 ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 注6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注7 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況 (第2表)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注3)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 623 (565)	人 93,239.0 (87,805.0)	人 426 (395)	人 76 (68)	人 846 (759)	人 155 (184)	人 1,851.5 (1,709.0)	人 191.0 (157.5)	% 1.99 (1.95)	企業 333 (326)	% 53.5 (57.7)
45.5～100人未満	359 (300)	24,258 (21,067.5)	89 (85)	17 (15)	195 (157)	29 (38)	404.5 (361.0)	33.5 (36.5)	1.67 (1.71)	184 (168)	51.3 (56.0)
100～300人未満	207 (214)	32,018.0 (32,444.0)	138 (129)	34 (36)	300 (270)	82 (109)	651.0 (618.5)	85.0 (67.0)	2.03 (1.91)	118 (127)	57.0 (59.3)
300～500人未満	37 (32)	12,531.0 (11,365.5)	56 (50)	12 (9)	111 (101)	23 (14)	246.5 (217.0)	31.5 (13.0)	1.97 (1.91)	20 (19)	54.1 (59.4)
500～1,000人未満	11 (11)	6,431.0 (7,155.5)	44 (47)	1 (2)	72 (82)	9 (6)	165.5 (181.0)	13.0 (15.5)	2.57 (2.53)	6 (7)	54.5 (63.6)
1,000人以上	9 (8)	18,001.0 (15,772.5)	99 (84)	12 (6)	168 (149)	12 (17)	384.0 (331.5)	28.0 (25.5)	2.13 (2.10)	5 (5)	55.6 (62.5)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分	
規模計	1,851.5 (1,709.0)	321 (293)	41 (38)	468 (458)	69 (55)	1,185.5 (1,109.5)	91.0 (70.5)	105 (102)	35 (30)	162 (152)	53 (55)	433.5 (413.5)	53.5 (46.0)	165 (149)	84 (74)	51 (-)	232.5 (186.0)	46.5 (41.0)
45.5～100人未満	404.5 (361.0)	64 (60)	4 (6)	122 (102)	10 (6)	259.0 (231.0)	-	25 (25)	13 (9)	36 (28)	13 (12)	105.5 (93.0)	-	26 (27)	17 (20)	11 (-)	40.0 (37.0)	-
100～300人未満	651.0 (618.5)	98 (92)	23 (20)	144 (151)	32 (30)	379.0 (370.0)	-	40 (37)	11 (16)	60 (58)	27 (35)	164.5 (165.5)	-	71 (61)	48 (44)	25 (-)	107.5 (83.0)	-
300～500人未満	246.5 (217.0)	49 (43)	5 (5)	54 (59)	14 (6)	164.0 (153.0)	-	7 (7)	7 (4)	25 (21)	8 (5)	50.0 (41.5)	-	24 (21)	9 (3)	8 (-)	32.5 (22.5)	-
500～1,000人未満	165.5 (181.0)	32 (34)	1 (2)	38 (47)	4 (2)	105.0 (118.0)	-	12 (13)	- (-)	15 (21)	4 (2)	41.0 (48.0)	-	16 (14)	4 (2)	3 (-)	19.5 (15.0)	-
1,000人以上	384.0 (331.5)	78 (64)	8 (5)	110 (99)	9 (11)	278.5 (237.5)	-	21 (20)	4 (1)	26 (24)	1 (1)	72.5 (65.5)	-	28 (26)	6 (5)	4 (-)	33.0 (28.5)	-

注 1(1)②と同じ

(3) 産業別の雇用状況(第3表)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 623 (565)	人 93,239.0 (87,805.0)	人 426 (395)	人 76 (68)	人 846 (759)	人 155 (184)	人 1,851.5 (1,709.0)	人 191.0 (157.5)	% 1.99 (1.95)	企業 333 (326)	% 53.5 (57.7)
農、林、漁業	1 (2)	64.0 (125.5)	- (-)	- (-)	2 (3)	- (-)	2.0 (3.0)	- (1.0)	3.13 (2.39)	1 (2)	100.0 (100.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	18 (16)	1,493.5 (1,404.0)	6 (5)	- (-)	5 (5)	2 (-)	18.0 (15.0)	- (3.0)	1.21 (1.07)	8 (8)	44.4 (50.0)
製造業	195 (180)	34,918.0 (33,027.0)	180 (178)	13 (13)	341 (312)	21 (24)	724.5 (693.0)	73.5 (59.0)	2.07 (2.10)	117 (123)	60.0 (68.3)
電気・ガス・熱 供給・水道業	3 (2)	396.5 (193.5)	1 (-)	- (-)	4 (2)	3 (-)	7.5 (2.0)	- (-)	1.89 (1.03)	1 (2)	33.3 (100.0)
情報通信業	20 (17)	2,397.0 (2,227.0)	6 (6)	- (1)	9 (7)	1 (-)	21.5 (20.0)	2.0 (-)	0.90 (0.90)	5 (6)	25.0 (35.3)
運輸業、郵便業	29 (30)	3,453.5 (3,266.0)	11 (7)	2 (2)	37 (33)	7 (2)	64.5 (50.0)	10.0 (4.0)	1.87 (1.53)	17 (15)	58.6 (50.0)
卸売業、小売業	86 (84)	13,783.0 (13,565.5)	49 (48)	20 (15)	106 (94)	23 (33)	235.5 (221.5)	18.5 (21.0)	1.71 (1.63)	35 (32)	40.7 (38.1)
金融業、保険業	9 (8)	4,409.0 (4,437.5)	21 (19)	- (-)	36 (39)	2 (5)	79.0 (79.5)	4.0 (2.0)	1.79 (1.79)	4 (3)	44.4 (37.5)
不動産業、 物品賃貸業	7 (4)	490.0 (344.0)	- (-)	- (-)	4 (4)	- (-)	4.0 (4.0)	- (-)	0.82 (1.16)	2 (2)	28.6 (50.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	3 (1)	165.5 (55.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宿泊業、飲食 サービス業	21 (18)	2,847.5 (2,755.0)	6 (6)	5 (9)	31 (19)	7 (13)	51.5 (46.5)	4.0 (2.0)	1.81 (1.69)	12 (8)	57.1 (44.4)
生活関連サービス業、 娯楽業	27 (17)	2,779.0 (2,112.0)	40 (40)	6 (3)	26 (32)	4 (4)	114.0 (117.0)	6.0 (9.0)	4.10 (5.54)	12 (13)	44.4 (76.5)
教育、学習支援業	11 (12)	1,729.0 (1,852.0)	9 (6)	- (-)	11 (15)	4 (2)	31.0 (28.0)	4.0 (2.0)	1.79 (1.51)	8 (8)	72.7 (66.7)
医療、福祉	127 (122)	15,250.5 (14,938.5)	63 (52)	23 (20)	160 (138)	68 (92)	343.0 (308.0)	50.0 (45.0)	2.25 (2.06)	75 (76)	59.1 (62.3)
複合サービス事業	9 (9)	2,406.5 (2,408.0)	13 (11)	2 (1)	21 (22)	1 (1)	49.5 (45.5)	9.5 (1.0)	2.06 (1.89)	6 (6)	66.7 (66.7)
サービス業	57 (43)	6,656.5 (5,094.5)	21 (17)	5 (4)	53 (34)	12 (8)	106.0 (76.0)	9.5 (8.5)	1.59 (1.49)	30 (22)	52.6 (51.2)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数								② 身体障害者の数								③ 知的障害者の数								④ 精神障害者の数							
	a.		b.		c.		d.		e.		a.		b.		c.		d.		e.		c.		d.		e.							
	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()	人	()						
産業計	1851.5 (1709.0)	321 (293)	41 (38)	468 (458)	69 (55)	1,185.5 (1,109.5)	91.0 (70.5)	105 (102)	35 (30)	162 (152)	53 (55)	433.5 (413.5)	53.5 (46.0)	165 (149)	84 (74)	51 (-)	232.5 (186.0)	40.5 (41.0)														
農、林、漁業	2.0 (3.0)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	2.0 (2.0)		- (-)	- (-)	- (1)	- (-)	- (-)	- (1.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)														
鉱業、採石業、 砂利採取業	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)														
建設業	18.0 (15.0)	5 (4)	- (-)	3 (3)	- (-)	13.0 (11.0)		1 (1)	- (-)	1 (1)	2 (-)	4.0 (3.0)		1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)															
製造業	724.5 (693.0)	141 (142)	10 (10)	214 (208)	12 (10)	512.0 (507.0)		39 (36)	3 (3)	71 (63)	5 (7)	154.5 (141.5)		50 (41)	10 (7)	6 (-)	58.0 (44.5)															
電気・ガス・熱供給・ 水道業	7.5 (2.0)	1 (-)	- (-)	3 (2)	1 (-)	5.5 (2.0)		- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)		- (-)	2 (-)	- (-)	1.0 (-)															
情報通信業	21.5 (20.0)	6 (6)	- (1)	7 (6)	1 (-)	19.5 (19.0)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		1 (1)	1 (-)	1 (-)	2.0 (1.0)															
運輸業、郵便業	64.5 (50.0)	11 (7)	1 (1)	29 (27)	3 (-)	53.5 (42.0)		- (-)	1 (1)	4 (4)	4 (2)	7.0 (6.0)		3 (2)	1 (-)	1 (-)	4.0 (2.0)															
卸売業、小売業	235.5 (221.5)	32 (30)	8 (6)	39 (42)	13 (11)	117.5 (113.5)		17 (18)	12 (9)	24 (25)	8 (6)	74.0 (73.0)		29 (27)	16 (16)	14 (-)	44.0 (35.0)															
金融業、保険業	79.0 (79.5)	18 (16)	- (-)	26 (29)	2 (4)	63.0 (63.0)		3 (3)	- (-)	2 (1)	- (-)	8.0 (7.0)		7 (9)	1 (1)	1 (-)	8.0 (9.5)															
不動産業、物品賃貸業	4.0 (4.0)	- (-)	- (-)	3 (3)	- (-)	3.0 (3.0)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)															
学術研究、専門・ 技術サービス業	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)															
宿泊業、 飲食サービス業	51.5 (46.5)	5 (5)	2 (4)	10 (6)	1 (3)	22.5 (21.5)		1 (1)	3 (5)	11 (8)	6 (7)	19.0 (18.5)		6 (5)	4 (3)	4 (-)	10.0 (6.5)															
生活関連サービス業、 娯楽業	114.0 (117.0)	7 (7)	2 (-)	15 (14)	3 (3)	32.5 (29.5)		33 (33)	4 (3)	9 (13)	1 (1)	79.5 (82.5)		2 (5)	- (-)	- (-)	2.0 (5.0)															
教育、学習支援業	31.0 (28.0)	9 (6)	- (-)	6 (12)	2 (1)	25.0 (24.5)		- (-)	- (-)	2 (1)	1 (1)	2.5 (1.5)		1 (2)	3 (-)	2 (-)	3.5 (2.0)															
医療、福祉	343.0 (308.0)	53 (43)	13 (12)	72 (67)	22 (17)	202.0 (173.5)		10 (9)	10 (8)	23 (28)	23 (29)	64.5 (68.5)		45 (43)	43 (46)	20 (-)	76.5 (66.0)															
複合サービス事業	49.5 (45.5)	13 (11)	1 (-)	11 (15)	- (-)	38.0 (37.0)		- (-)	1 (1)	5 (4)	1 (1)	6.5 (5.5)		5 (3)	- (-)	- (-)	5.0 (3.0)															
サービス業	106.0 (76.0)	20 (16)	4 (4)	28 (22)	9 (6)	76.5 (61.0)		1 (1)	1 (-)	9 (3)	2 (1)	13.0 (5.5)		14 (9)	3 (1)	2 (-)	16.5 (9.5)															

注 1(1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 知的障害者 ある労働者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者(注4)	C. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害 者(注4)	D. 重度以外 の身体障 害者及び 精神障害 者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇 用分			
製造業計	企業 195 (180)	人 34,918.0 (33,027.0)	人 180 (178)	人 13 (13)	人 341 (312)	人 21 (24)	人 724.5 (693.0)	人 73.5 (59.0)	% 2.07 (2.10)	企業 117 (123)	% 60.0 (68.3)
09 食料品	30 (28)	6,011.0 (5,801.0)	40 (39)	4 (5)	77 (70)	5 (9)	163.5 (157.5)	21.0 (11.0)	2.72 (2.72)	23 (25)	76.7 (89.3)
10 飲料・たばこ・ 飼料	8 (8)	712.0 (745.0)	2 (4)	- (1)	8 (5)	- (-)	12.0 (14.0)	- (3.0)	1.69 (1.88)	6 (6)	75.0 (75.0)
11 繊維工業	4 (4)	303.0 (290.0)	1 (1)	- (-)	2 (1)	1 (1)	4.5 (3.5)	1.0 (-)	1.49 (1.21)	1 (1)	25.0 (25.0)
14 パルプ・紙・ 紙加工品	6 (5)	663.5 (612.0)	3 (4)	- (-)	4 (4)	- (-)	10.0 (12.0)	- (2.0)	1.51 (1.96)	2 (4)	33.3 (80.0)
16 化学工業	7 (6)	985.5 (836.0)	5 (5)	- (-)	7 (5)	- (-)	17.0 (15.0)	- (-)	1.73 (1.79)	3 (3)	42.9 (50.0)
18 プラスチック製品 (別掲を除く)	8 (7)	784.0 (726.5)	1 (1)	- (-)	10 (9)	1 (1)	12.5 (11.5)	1.0 (1.0)	1.59 (1.58)	5 (5)	62.5 (71.4)
21 窯業・ 土石製品	3 (4)	257.5 (291.5)	1 (1)	- (-)	2 (3)	- (-)	4.0 (5.0)	- (-)	1.55 (1.72)	2 (3)	66.7 (75.0)
23 非鉄金属	4 (3)	479.0 (267.5)	2 (1)	- (-)	10 (6)	- (-)	14.0 (8.0)	2.0 (-)	2.92 (2.99)	4 (3)	100.0 (100.0)
24 金属製品	16 (15)	1,906.5 (1,710.5)	8 (7)	- (-)	20 (16)	1 (1)	36.5 (30.5)	1.0 (1.0)	1.91 (1.78)	10 (8)	62.5 (53.3)
25 はん用機械 器具	4 (4)	1,026.5 (1,698.5)	18 (24)	- (1)	18 (22)	5 (-)	56.5 (71.0)	2.0 (1.0)	5.50 (4.18)	2 (3)	50.0 (75.0)
26 生産用機械 器具	13 (13)	1,067.0 (1,095.5)	4 (7)	- (-)	5 (7)	- (-)	13.0 (21.0)	- (-)	1.22 (1.92)	6 (9)	46.2 (69.2)
27 業務用機械 器具	7 (6)	620.0 (640.5)	2 (1)	- (1)	7 (2)	1 (2)	11.5 (6.0)	4.0 (1.0)	1.85 (0.94)	5 (2)	71.4 (33.3)
28 電気部品・ デバイス・電子回路	21 (17)	10,566.5 (9,629.0)	55 (46)	4 (3)	93 (83)	4 (5)	209.0 (180.5)	20.0 (22.0)	1.98 (1.87)	8 (6)	38.1 (35.3)
29 電気機械器具	23 (25)	4,331.0 (3,894.5)	20 (20)	- (1)	28 (31)	2 (-)	69.0 (72.0)	11.0 (5.0)	1.59 (1.85)	13 (20)	56.5 (80.0)
30 情報通信機械 器具	6 (5)	956.0 (780.0)	3 (3)	1 (1)	8 (10)	1 (-)	15.5 (17.0)	1.5 (5.0)	1.62 (2.18)	4 (4)	66.7 (80.0)
31 運送用機械 器具	12 (11)	2,096.0 (1,974.0)	9 (9)	3 (-)	24 (25)	- (-)	45.0 (43.0)	3.0 (3.0)	2.15 (2.18)	9 (9)	75.0 (81.8)
その他	23 (19)	2,153.0 (2,035.0)	6 (5)	1 (-)	18 (13)	- (5)	31.0 (25.5)	6.0 (4.0)	1.44 (1.25)	14 (12)	60.9 (63.2)

注 1(1)①の表と同じ

その他の区分：12、13、15、17、19、20、22、32

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 $c + (d - e) \times 10.5 + e$
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	724.5 (693.0)	141 (142)	10 (10)	214 (208)	12 (10)	512.0 (507.0)	39 (36)	3 (3)	71 (63)	5 (7)	154.5 (141.5)	50 (41)	10 (7)	6 (-)	58.0 (44.5)
09 食料品	163.5 (157.5)	20 (23)	3 (4)	29 (31)	1 (-)	72.5 (81.0)	20 (16)	1 (1)	36 (30)	2 (5)	78.0 (65.5)	11 (9)	3 (4)	1 (-)	13.0 (11.0)
10 飲料・たばこ・飼料	12.0 (14.0)	2 (3)	- (-)	6 (4)	- (-)	10.0 (10.0)	- (1)	- (1)	1 (-)	- (-)	1.0 (3.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)
11 繊維工業	4.5 (3.5)	1 (1)	- (-)	1 (-)	1 (1)	3.5 (2.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)
14 パルプ・紙・紙加工品	10.0 (12.0)	3 (4)	- (-)	4 (4)	- (-)	10.0 (12.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
16 化学工業	17.0 (15.0)	4 (4)	- (-)	5 (5)	- (-)	13.0 (13.0)	1 (1)	- (-)	1 (-)	- (-)	3.0 (2.0)	1 (-)	- (-)	- (-)	1.0 (-)
18 プラスチック製品(別掲を除く)	12.5 (11.5)	1 (1)	- (-)	5 (4)	1 (1)	7.5 (6.5)	- (-)	- (-)	3 (3)	- (-)	3.0 (3.0)	2 (2)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)
21 窯業・土石製品	4.0 (5.0)	1 (1)	- (-)	2 (3)	- (-)	4.0 (5.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
23 非鉄金属	14.0 (8.0)	1 (1)	- (-)	8 (4)	- (-)	10.0 (6.0)	1 (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	4.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
24 金属製品	36.5 (30.5)	8 (7)	- (-)	18 (13)	1 (1)	34.5 (27.5)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)	1 (2)	- (-)	- (-)	1.0 (2.0)
25 はん用機械器具	56.5 (71.0)	7 (13)	- (1)	7 (11)	3 (-)	22.5 (38.0)	11 (11)	- (-)	6 (8)	2 (-)	29.0 (30.0)	5 (3)	- (-)	- (-)	5.0 (3.0)
26 生産用機械器具	13.0 (21.0)	3 (6)	- (-)	3 (5)	- (-)	9.0 (17.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)	2 (2)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)
27 業務用機械器具	11.5 (6.0)	2 (1)	- (-)	4 (2)	1 (2)	8.5 (5.0)	- (-)	- (1)	- (-)	- (-)	- (1.0)	2 (-)	1 (-)	1 (-)	3.0 (-)
28 電気部品・デバイス・電子回路	209.0 (180.5)	53 (44)	4 (3)	68 (64)	2 (2)	179.0 (156.0)	2 (2)	- (-)	10 (7)	- (-)	14.0 (11.0)	14 (12)	3 (3)	1 (-)	16.0 (13.5)
29 電気機械器具	69.0 (72.0)	19 (18)	- (1)	20 (24)	1 (-)	58.5 (61.0)	1 (2)	- (-)	3 (4)	1 (-)	5.5 (8.0)	4 (3)	1 (-)	1 (-)	5.0 (3.0)
30 情報通信機械器具	15.5 (17.0)	3 (3)	1 (1)	2 (5)	1 (-)	9.5 (12.0)	- (-)	- (-)	3 (2)	- (-)	3.0 (2.0)	2 (3)	1 (-)	1 (-)	3.0 (3.0)
31 運送用機械器具	45.0 (43.0)	7 (7)	1 (-)	18 (18)	- (-)	33.0 (32.0)	2 (2)	2 (-)	3 (5)	- (-)	9.0 (9.0)	3 (2)	- (-)	- (-)	3.0 (2.0)
その他	31.0 (25.5)	6 (5)	1 (-)	14 (11)	- (3)	27.0 (22.5)	- (-)	- (-)	2 (1)	- (2)	2.0 (2.0)	1 (1)	1 (-)	1 (-)	2.0 (1.0)

注 1 (1)②の表と同じ

その他の区分：12、13、15、17、19、20、22、32

(4) 民間企業における雇用状況の推移(第4表)

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 62 年	605	10	1.44	△ 0.01	57.5	△ 8.6
63	606	1	1.44	0.00	55.4	△ 2.1
平成 元	715	109	1.46	0.02	50.0	△ 5.4
2	759	44	1.46	0.00	56.5	6.5
3	801	42	1.50	0.04	52.9	△ 3.6
4	890	89	1.58	0.08	53.3	0.4
5	885	△ 5	1.58	0.00	55.2	1.9
6	868	△ 17	1.56	△ 0.02	56.2	1.0
7	884	16	1.56	0.00	53.2	△ 3.0
8	860	△ 24	1.52	△ 0.04	50.8	△ 2.4
9	865	5	1.52	0.00	52.1	1.3
10	924	59	1.55	0.03	49.4	△ 2.7
11	925	1	1.52	△ 0.03	45.8	△ 3.6
12	915	△ 10	1.50	△ 0.02	47.0	1.2
13	914	△ 1	1.49	△ 0.01	46.0	△ 1.0
14	877	△ 37	1.48	△ 0.01	47.5	1.5
15	834	△ 43	1.45	△ 0.03	47.4	△ 0.1
16	939	105	1.47	0.02	51.2	3.8
17	955	16	1.50	0.03	49.9	△ 1.3
18	1,018.0	63.0	1.55	0.05	49.1	△ 0.8
19	1,081.5	63.5	1.62	0.07	52.3	3.2
20	1,057.5	△ 24.0	1.52	△ 0.10	47.4	△ 4.9
21	1,108.0	50.5	1.61	0.09	51.3	3.9
22	1,136.0	28.0	1.67	0.06	49.6	△ 1.7
23	1,279.0	143.0	1.67	0.00	48.7	△ 0.9
24	1,258.5	△ 20.5	1.69	0.02	52.7	4.0
25	1,344.0	85.5	1.70	0.01	46.3	△ 6.4
26	1,442.0	98.0	1.79	0.09	51.5	5.2
27	1,541.0	99.0	1.83	0.04	55.8	4.3
28	1,645.5	104.5	1.92	0.09	56.3	0.5
29	1,709.0	63.5	1.95	0.03	57.7	1.4
30	1,851.5	142.5	1.99	0.04	53.5	△ 4.2

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、
1人分とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 (第5表)

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数					③ 障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上	
規模計	290 (100.0%)	229 (79.0%)	30 (10.3%)	16 (5.5%)	9 (3.1%)	6 (2.1%)	180 (62.1%)
45.5～100人未満	175 (100.0%)	167 (95.4%)	8 (4.6%)	－ －	－ －	－ －	167 (95.4%)
100～300人未満	89 (100.0%)	54 (60.7%)	21 (23.6%)	11 (12.4%)	2 (2.2%)	1 (1.1%)	13 (14.6%)
300～500人未満	17 (100.0%)	7 (41.2%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	5 (29.4%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	5 (100.0%)	1 (20.0%)	－ －	3 (60.0%)	1 (20.0%)	－ －	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	－ －	－ －	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

公的機関等の障害者雇用状況

1. 山梨労働局管内の地方公共団体のうち県の機関、市町村等の機関で法定雇用率2.5%が適用（平成29年においては法定雇用率2.3%が適用）となる機関の障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

	機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国実雇用率	機関数	割合	全国達成割合
平成29年	34	13,598.0	303.5	2.23	2.30	26	76.5	77.1
平成30年	36	13,434.0	319.5	2.38	2.39	26	72.2	69.7

2. 山梨労働局管内の地方公共団体である県教育委員会等の法定雇用率2.4%が適用（平成29年においては法定雇用率2.2%が適用）となる機関の障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

	機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国実雇用率	機関数	割合	全国達成割合
平成29年	1	6,064.0	98.5	1.62	1.85	0	0.0	57.4
平成30年	1	5,699.0	98.5	1.73	1.90	0	0.0	43.3

3. 山梨労働局管内の地方独立行政法人等の法定雇用率2.5%が適用（平成29年においては法定雇用率2.3%が適用）となる機関の障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

	機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国実雇用率	機関数	割合	全国達成割合
平成29年	4	2,740.0	62.0	2.26	2.38	1	25.0	76.6
平成30年	4	2,790.0	59.0	2.11	2.54	1	25.0	69.0

(参考1)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

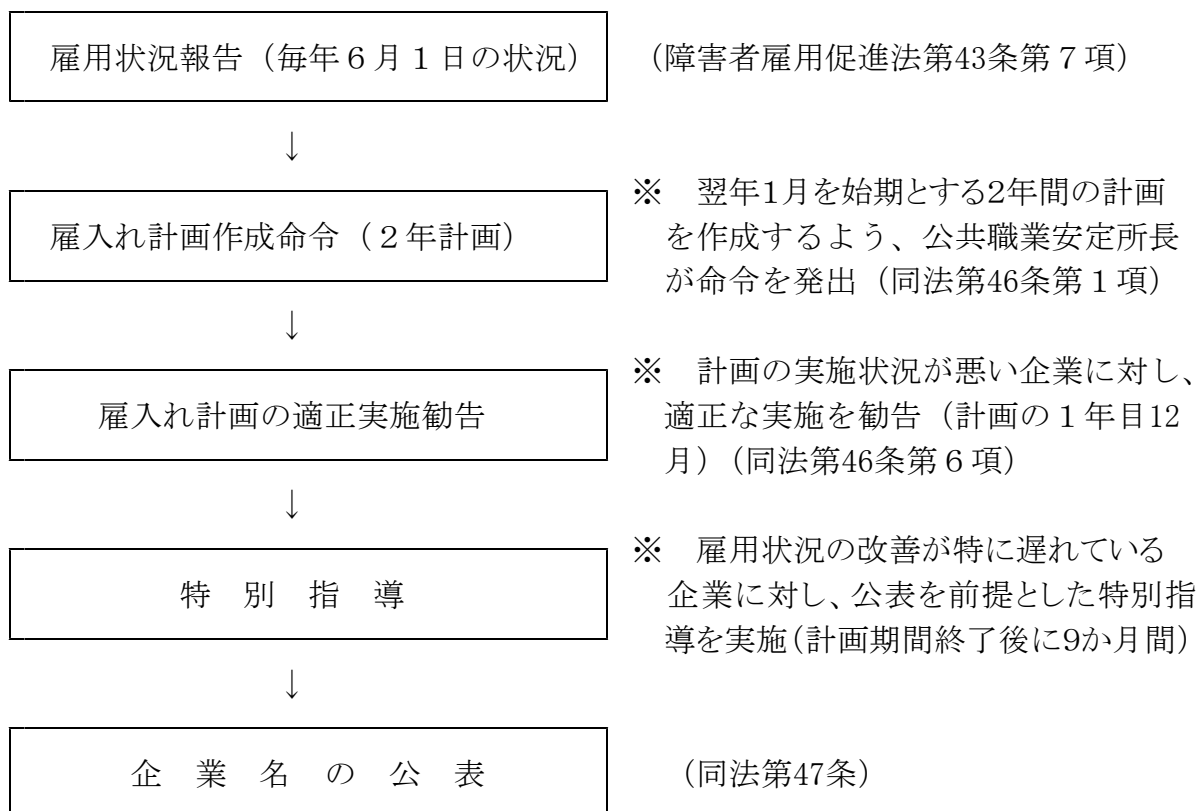
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(参考2)

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

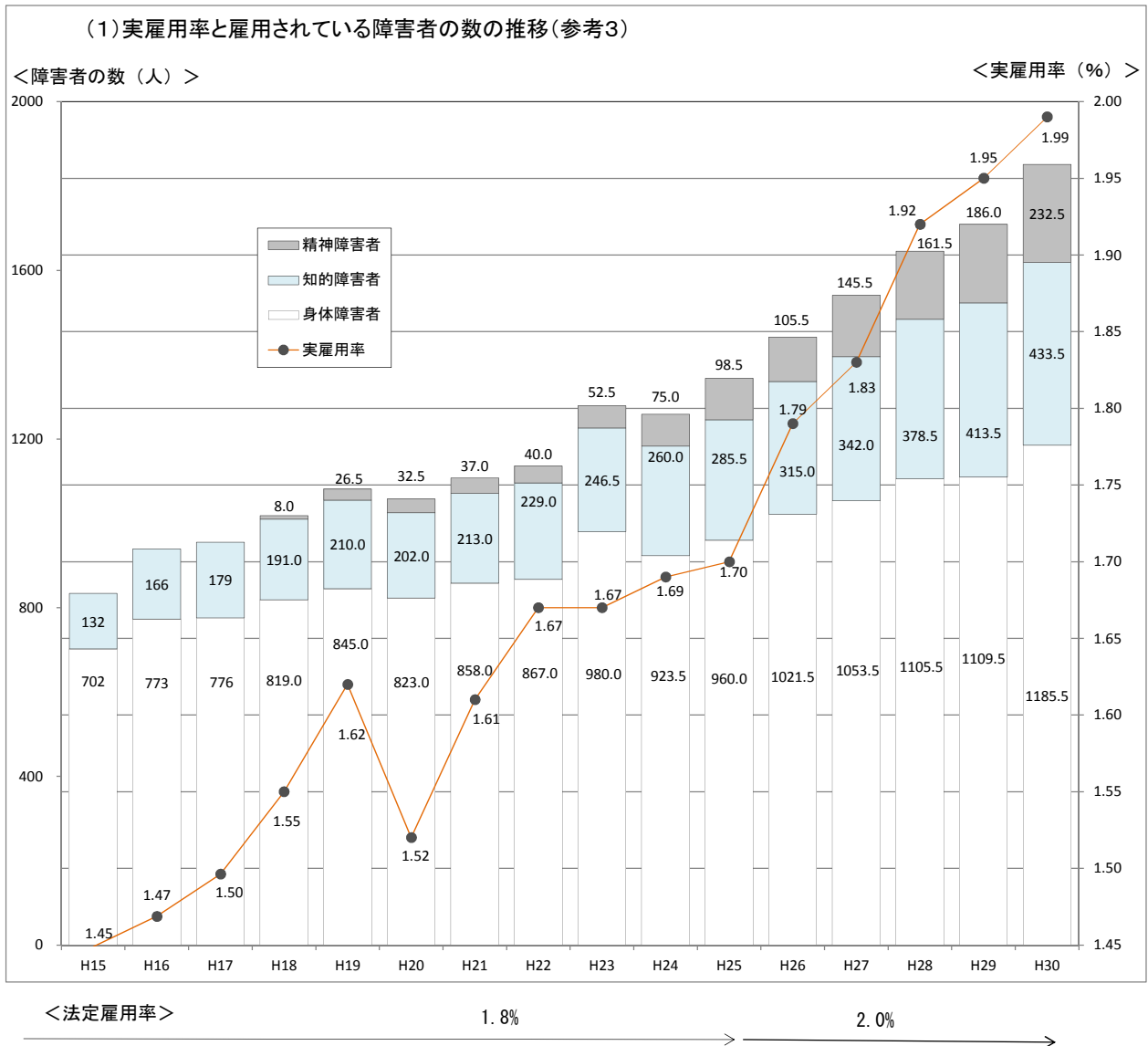


※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成29年度の実績
 - ※ 「雇入れ計画作成命令」の発出 0社
 - ※ 雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
- 雇入れ計画を実施中の企業 3社
- 企業名の公表 0社

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

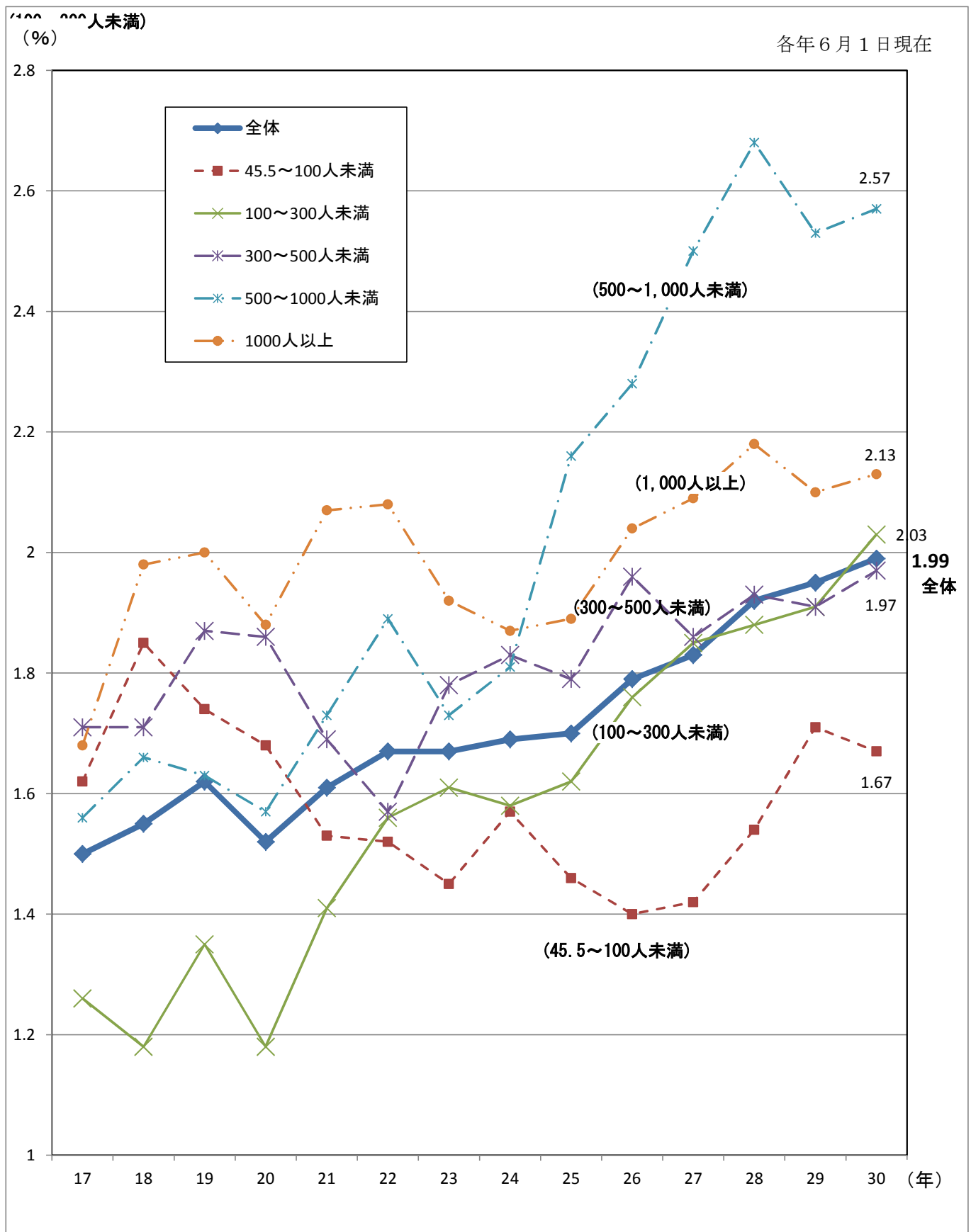
※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率（参考4）



※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満